

## 業務報告

### 山口県文書館のあゆみ

#### 一 文書館構想の発端



山口県文書館誕生の発端は、昭和二十七年一月二十八日に防府市多々良の毛利元道氏（旧萩藩主の家）から、藩政時代の公文書記録の宝庫である「毛利家文庫」が山口県に正式寄託され県立山口図書館の三階で開庫されたことに始まると言えよう。

ついで翌二十八年十一月二十九日には山口県内の新しい地方史研究を志す者で「山口県地方史学会」が結成された。同学会は三十年五月十日の総会で、山口図書館所蔵の郷土資料の管理と公開利用の効率化を望み「山口県史料館（仮称）」の設置を要望する決議を採択

し、県関係当局に対して強く要請されたのである。  
こうした図書以外の原史料取扱い方法に対処できる施設として、当時の鈴木賢祐山口図書館長は欧米諸国において発達している「Archives」「文書館」の理念を取り入れることが適切であるとの構想を持っていた。

たまたま三十二年一月二十二日に山口地方教育関係者新年懇話会があつて、今回は佐野友三郎山口図書館初代館長および佐久間久吉山口博物館初代館長らの業績を偲ぶ行事が中心となつていたので、その席上において鈴木館長は小沢太郎知事に「山口県文書館」を設置されるとの意見構想を具申し、小沢知事もこれに賛意を表された。

そこでこの山口県文書館構想を更に具体化させるため、二月四日に山口図書館企画委員会のメンバーに当時の佐波分館長田村哲夫司書と県社会教育課の臼杵華臣主事を加え、第一回の県文書館構想を話し合う会が発足した。

やがて文書館建設計画の輪郭もまとまってきたので、三十二年十月二日に藤本菊二県教育長らと予算化について打合せを行ない、翌三十三年二月十七日には三十三年度予算の知事査定において、山口図書館書庫の増築と山口県文書館設置に要する予算が認められた。そして三月二十五日の定例県議会で議決され、書庫建設工事費（一、四二〇万円）、本館改修費（四六万八千円）、郷土資料室毛利家文庫整備費（二〇万円）が予算化され、文書館設置は確定的なものとなつた。

ついで山口図書館では同月発行の『山口図書館だより』（六ノ

四) に以下の「山口県文書館の構想」なるものを発表した。

その内容は、(一)文書館設置理由と目的、(二)文書館の機能と施設(図書館と併立した独立の館舎案)、(三)文書館の業務内容と職員配置(館長一、主事一、専門職員五、助手五、合計一二名案)、(四)文書館に引継ぐべき見込の文書記録の種別及び現在量(九三、三九九点)の四項目に分けて説明している。この構想が最初に公表された設置案であつて、将来構想も含めて描かれているので現時点でも一応参考すべき構想である。

こうした文書館設置の実現化を目指して三十三年七月八日から「文書館設置条例草案」の館内検討会を行ない、更に同月十四日には文書館の設置と運営の構想について、県教育庁総務課光永淳係長・同社会教育課兼清正徳係長および図書館内小委員会メンバーらが集まって研究討議を重ねたのである。

なお同年八月五日には米国ワシントン滞在中の小沢知事に、鈴木館長から米国立文書館を是非見学してきて欲しいとの依頼状を書き送った結果、早速同二十六日付で小沢知事から米国の文書館も視察したとの返信が届き、知事の熱意に関係者一同は感激した。

## 二 文書館の設置

こうした二年以上にわたる文書館構想実現の努力を積み重ねてきた結果、三十四年二月二十日には「山口県文書館設置条例案」が県教育委員会で可決され、ついで三月十六日には通常県議会で議決されて成立し、同月二十五日には「山口県文書館規則案」も県教育委員会規則第一号として公布する。

この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

山口県文書館規則をここに公布する。  
山口県教育委員会規則第一号  
山口県文書館規則

### (目的)

第一条 この規則は、山口県文書館設置条例(昭和三十四年三月山口県条例第四号)第三条の規定に基き、山口県文書館(以下「文書館」という。)の管理及び運営等について

必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業)

一 文書の利用に関すること。

二 文書を収集し整備し及び保存すること。

三 文書の目録、索引、解題及び定本の作成、頒布を行うこと。

四 文書に関する専門的な調査研究を行うこと。

五 文書の利用に関する参考となる助言及び案内を行うこと

## 山口県文書館の沿革

則案」も県教育委員会で可決された。

そして三十四年三月三十日には山口図書館書庫増築起工式および山口県文書館開館式を挙行して「山口県文書館」の新しい標札が山口図書館の標札と並んで藤本県教育長の手で掛けられ、翌四月一日からは「山口県文書館設置条例」と「山口県文書館規則」が施行され、名実ともに山口県文書館は発足したのである。その全文は次のとおりであった。

山口県文書館設置条例をここに公布する。

昭和三十四年三月十六日 山口県知事 小沢太郎

## 山口県条例第四号

### 山口県文書館設置条例

#### (設置)

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十二号)第三十条の規定に基き、山口県十一年法律第六百六十二号)第三十条の規定に基き、山口県の行政、産業、社会、習俗等に関する文書及び記録を適正に管理するとともに、これらの活用を図り、もって文化の発展に寄与するため、文書館を置く。

#### (名称及び位置)

第二条 文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
山口県文書館	山口市		

#### (職員)

##### 第三条 文書館に、次の職員を置く。

###### 一 館長

###### 二 主事

###### 三 技師

###### 四 その他必要な職員

#### (職務)

第四条 館長は館務を総理し、所屬職員を指揮監督する。

第五条 館長は、地方に所在する文書を調査するため必要があると認めるときは、当該地方に地方調査員を置くことができる。

#### (地方調査員)

第六条 館長は、地方に所在する文書を調査するため必要があると認めるときは、当該地方に地方調査員を置くことができる。

#### (職務)

##### 第七条 館長に事故あるときは、あらかじめ館長が指定した職員が、その職務を代行する。

#### (代行)

##### 第八条 文書館に、次の係を置く。

###### 一 総務係

###### 2 係の分掌事項は、館長が定める。

第九条 館長に事故あるときは、あらかじめ館長が指定した職員が、その職務を代行する。

#### (開館日)

一一三

第八条 文書館は、次の各号に掲げる日を除き、毎日開館する。

一 国民の祝日

二 日曜日

三 年末年始（十二月二十九日から翌年一月三日）

四 ばく涼期間（秋季二週間以内）

五 その他、館長が特に必要と認める日

（開館時間）

第九条 文書館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、土曜日は午前九時から正午までとする。

2 前項の開館時間は、館長が特に必要と認めるときは、これを伸縮することができる。

（文書の収集）

第十条 文書館が行う文書の収集は、次の各号に掲げるところによる。

一 山口県の議会若しくは執行機関又はこれらの管理に属する機関からの受入

二 公共団体その他の団体並びに個人からの寄贈及び寄託又は購入

2 前項各号において原本により難い場合には、その複写又は複製による。

（利用の手続）

第十一条 文書館の文書又は施設を利用しようとする者は、別に定めるところにより、所要の手続を経てしなければな

ところが山口県文書館生みの親であつた鈴木図書館長はわが国最初の文書館誕生を確認した日の四月一日付で退職され、東洋大学図書館学部主任教授として転任、新たに上村忠治防府市立図書館長が山口図書館長に就任した。

この規則は昭和三十四年四月一日から施行する。

（その他） 第十二条 この規則の施行について必要な事項は教育長の承認を得て、館長が別に定める。

付 則

三十四年度 四月一日山口県文書館は設置されたのであるが、まだその職員の発令を見ず、山口図書館職員の一部が文書館業務を代行していた。三十四年十月一日に至り初めて文書館職員としての辞令が次の四名に発令された。すなわち上村忠治山口図書館長が初代の文書館長を兼任し、長尾誠同館総務係長と徳田茂同館主事とが文書館主事を兼任、石川卓美同館運用係長が文書館主事に専任され、山口県文書館の業務は専任職員一名の姿でスタートしたのであった。

なお十二月十八日には山口図書館書庫増築工事の竣工式が挙行され（総工事費三千万円）、山口図書館から文書館へ引継ぐ文書記録類の移動作業に入り、三十五年一月一日付で広田暢久

も軌道に乗ってきた。

三十六年度 以前から文書館業務に対し応援の形であつた田村哲夫山口図書館司書は、この四月一日から文書館主事に併任され、文書館への勤務が明確にされた。同日付で森田良吉（平生町立習成中学校教諭）が同館主事に専任された。六月一日には小川康子が雇として新採用になり、文書館初の女性職員となつた。この結果、文書館の職員構成は、館長一（兼）、主事三（兼二、併一）、主事三（専）、雇一（専）の合計八名となり、専任主事三、併任主事一、雇一の計五名が図書館三階の文書館事務室で日常業務に当つた。

文書館が発足した最初の継続出版事業として『防長風土注進案』の完全複刻に踏みきつた。この史料は幕末期における萩藩領内の町村実態調査書とも言うべきもので、三九五冊の原本を二三巻に印刷し、五カ年計画で四月から予約募集を始めた。今年度は次の二冊を刊行した。

発行年月日

名

配本

1	防長風土注進案	12	山口宰判上	昭35・11・30
2	〃	16	吉田宰判	〃36・3・10

史料収集面では三十五年五月十日から文書館へ県庁の公文書記録類の移管が始まり、七月二十五日には文書館への史料寄託第一号として、中世の豪族三浦家の文書（大日本古文書家わけ第四回収録）が三浦家代理人三浦三郎氏（山口市相良小路）から寄託された。また八月には阿武真人家文書（美祢市西厚保）が寄贈、十二月二十九日には柳原禪彦家文書（美和町坂上）が寄託されるなど、文書館への理解が高まるとともに史料の収集

今年度内の出版事業としては次の『防長風土注進案』のほか法令集である『萩藩四冊御書付』一冊を三十七年三月三十日付で発行し、注進案購読者等に配布した。

配本	書名	発行年月日
3	防長風土注進案 1 大島宰判上	昭 36・6・15
4	〃	〃 36・8・31
5	〃	〃 36・11・10
6	〃	〃 36・12・10
7	〃	〃 37・1・31
17	美祢宰判	〃 37・1・31
18	先大津宰判	〃 38・2・10
12	〃	〃 38・2・10
11	〃	〃 38・2・10
10	〃	〃 38・2・10
9	〃	〃 37・9・20
8	防長風土注進案 3 奥山代宰判	昭 37・4・20
4	前山代宰判	〃 37・6・30
19	前大津宰判	〃 37・9・20
5	上関宰判上	〃 37・12・10

史料の収集関係では、藩医日野宗春の遺族である日野稔彦家（宇部市沖宇部、日野巖氏長男）の史料が四月二十日に寄贈され、五月十五日には山口市秋穂二島出身の藩士塩田家の遺族塩田世綱氏（東京在住）史料が寄贈され、また五月十六日付で県出身の元総理大臣田中義一長男田中章夫氏（元山口県知事）も義一関係文書一切を寄託された。

三十七年度 四月一日付で利岡俊昭（早稲田大学大学院卒）が当館主事に新採用され、職員数は九名となり、専門的職員は五名に増員され、防長風土注進案出版事業は後述の通り更に進展をつづけた。

三十七年度 展覧会としては、十一月五日から九日まで学制颁布九〇年を記念し「山口県教育史料展」を開き、内容を五部門に分けて展示すると共に、その解説目録も同時に出版した。

なお今年度からは文書館利用者に対する基本的なサービスの一つである史料解説目録の作成に取り掛り、三十八年三月三十日付でまず『山口県文書館史料目録一毛利家文庫目録第一分冊』を刊行した。

史料収集面では、八月八日に徳山毛利家の遺族の毛利就季氏（東京在住）から徳山の同家倉庫内に収められていた徳山藩政時代の文書記録類三万点余が寄託されることとなつたので、職員全員で九月六日に当館へ搬入を完了した。また六月には平生町佐合島の旧家佐川助三郎家文書も寄託申込みがあつたので当館へ搬入した。

このほか今年十二月十四日から初めて年末における県庁行政資料の収集を開始し、全職員が手わけをして県庁各課から直接に資料を収集してくる方法をとった。このことは県庁内でも文書館の存在を知らなかつた職員に対してPRともなり、資料の散逸防止策ともなることを痛感した。

三十八年度 県の公文書取扱いに対する法的措置として、四月一日に「山口県文書取扱規程」が改正され、今後は保存文書を山口県文書館へ引き継ぐことができるよう明文化されたので、年一回は自動的に必ず公文書廃棄等の場合にチェックできることとなつた。その規程の内容は次のとおりである。

### 山口県文書取扱規程 昭和三十八年四月一日改正

第四十五条 文書課長は、その保存に係る文書のうち、山口県文書館（以下「文書館」という。）に引き継ぐことが適當であると認めるものがあるときは、館長と協議の上、これを文書館に引き継ぐことができる。（昭和三十八年訓令一、追加）

文書事務取扱要領  
(引き継ぎおよび廃棄処分)

11 文書の文書館への引き継ぎおよび廃棄処分は原則として年一回行なうものとする。

今年は山口県において第十八回国民体育大会が開催されることがとなつたので、当館でもこの全県的行事に協賛し、他県からの来訪者のために「日で見る山口県の歴史展」を十月二十五日から十一月三日まで開催した。そしてその展覧内容を写真に収め、解説をつけた小冊子『日で見る山口県の歴史』を発行して観覧の手引とした。

本年度の防長風土注進案の出版は次のとおりである。

発行年月日

配本 書名

防長風土注進案 6 上関宰判下 昭 38・6・30

13 防長風土注進案 6 上関宰判下 昭 38・6・30

14 熊毛宰判 〃 38・8・31

15 当島宰判 〃 39・1・31

16 都濃宰判 〃 39・3・10

柳井町）を通じ旧吉敷毛利家文書が寄託され、十月には山口市古熊の旧家河野通則家文書が寄贈、更に十二月十九日に旧藩士

第一條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第三十条の規定に基づき、山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に關する文書及び記録（以下「文書」という。）を収集し、及び管理するとともに、これら活用を図り、もって文化の發展に寄与するため、文書館を設置する。

山口県条例第五十六号

(設置)

昭和三十九年三月二十六日

## (名称及び位置)

第一条 前条の文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山 口 県 文 書 館	山 口 市

## (業務)

第三条 山口県文書館(以下「文書館」という。)は、次の各号に掲げる業務を行なう。

- 一 文書の利用に関すること。
- 二 文書を収集し、整備し、及び保存すること。
- 三 文書の目録、索引、解題、定本の作成及び配布を行なうこと。
- 四 歴史の編さん及び配布を行なうこと。
- 五 文書に関する専門的な調査及び研究を行なうこと。
- 六 文書の利用に関し参考となる助言及び案内を行なうこと。
- 七 文書の展示及び文書に関する講習等を行なうこと。

## (職員)

第四条 文書館に館長、事務職員その他の職員を置く。

## (開館日)

第五条 文書館は、次の各号に掲げる日を除き、毎日開館する

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に定める日
- 二 日曜日及び月末整理日

## (開館時間)

第六条 文書館の開館時間は、九時から十七時までとする。ただし、土曜日は、九時から十二時までとする。

第二条 館長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

## (文書の収集)

第七条 文書館は、次の各号に掲げるところにより文書の収集を行なう。

- 一 山口県の議会若しくは執行機関又はこれらの管理に属する機関からの受入れ
- 二 公共団体その他の団体並びに個人からの寄贈及び寄託又は購入
- 三 前号各号において原本により難い場合には、その複写又は複製による。

## (利用の手続)

第八条 文書館の文書を利用しようとする者は、館長の定める手続によらなければならない。

## (資料の弁償)

第一回 文書館の開館時間は、九時から十七時までとする。たゞ、土曜日は、九時から十二時までとする。

第二回 館長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間

を延長し、又は短縮することができる。

## 山口県教育委員会規則第七号

## 山口県文書館規則

第一条 この規則は、山口県文書館条例(昭和三十九年山口県条例第五十六号)に定めるもののほか、山口県文書館(以下「文書館」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

## (趣旨)

この規則は、山口県文書館条例(昭和三十九年山口県条例第五十六号)に定めるもののほか、山口県文書館(以下「文書館」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

## (分課)

第二条 文書館に次の係を置く。

- 一 総務係
- 二 業務係

## (分掌事務)

第三条 係の分掌事務は、次のとおりとする。

(その他) 第十一条 この条例に定めるもののはか、文書館の管理について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

二 館長の指示に従わないとき。

## (その他)

第十二条 この条例に定めるもののはか、文書館の管理について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 山口県文書館設置条例(昭和三十四年山口県条例第四号)は、廃止する。

山口県文書館規則の全部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年四月一日 山口県教育委員会

八 類縁機関、関係研究機関等との連絡に関する事項。  
九 その他他の主管に属しない事項に関する事項。

### 業務係

一 文書の収集及び分類に関する事項。

二 文書の整備及び保存に関する事項。

三 文書の目録、解題、年表、索引、定本の作成及び配布に関する事項。

### 歴史の編さん及び配布に関する事項。

五 文書の管理及び授受に関する事項。

六 文書に関する専門的な調査研究に関する事項。

七 利用者に対する指導、助言及び援助に関する事項。

### 文書に関する展示会、講習会等の企画及び立案に関する事項。

#### (職員)

第四条 文書館に次の各号に掲げる職員を置く。

一 館長

二 主事

三 主事補

四 庁務員

2 前項第一号及び第二号に掲げる職員は事務職員のうちから同項第三号及び第四号に掲げる職員は事務職員及び技術職員以外の職員のうちから教育委員会が命ずる。

#### (職務)

第五条 館長は、文書館の事務を総理し、所属職員（以下「職員」という。）を指揮監督する。

第六条 文書館に地方調査員を置くことができる。

（地方調査員）

第七条 この規則に定めるもののほか、文書館の運営について必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定める。これを改正しようとするときも、また同様とする。

3 地方調査員は、地方に所在する文書の調査を行なう。

（その他の規則）

この規則は、公布の日から施行する。

（附則）

この規則は、公布の日から施行する。

### 山口県文書館の沿革

22	豊浦藩村浦明細書	昭40・11・10
23	防長風土注進案研究要覽	ノ41・3・30

今年度は三十五年度以来の『防長風土注進案』出版完結の年であり、新たに『山口県政史』出版の準備へと一步を踏み出した年でもあって、将来の文書館行政が我が国に定着することを願つて『文書館ニュース』一号を九月二十日に発行した。

また併せていつそ積極的に文書館を紹介するため『山口県文書館案内』も印刷し、右の注進案二十二回配本に当たる『豊浦藩村浦明細書』とともに全国に配布した。

なお『防長風土注進案』に対する研究要覧も多く研究者から強く要望されていたので、単なる付録的なものではなく、実のある研究物として全職員が努力をつづけ一冊にまとめあげた。こうして四十一年三月三十日付で全二十三巻にわたった『防長風土注進案』出版事業は完結した。

史料収集面では十月二十五日に県出身の吉田祥朗氏（東京在住）から永年収集した史料が寄贈され、吉田氏の雅号によって「吉田樟堂文庫」として収藏することになった。また十一月十二日には下関市六連島漁業協同組合から同島の漁業関係史料が寄贈された。

四十一年度 四月一日付で木原立美館長（二代）は県立都濃高等学校校長に転任し、新たに県立宇部商業高等学校教頭兼清正徳が文書館長心得（四十二年四月一日付で文書館長となる）として就任した。文書館は三代館長にして念願の専任館長システムが実現したので、ここに実質的な初代館長が生まれたと言えよう。さらには五月十日に文書館は解に指定され、出納権を持つこととなつた。

資料の整理を促進し、執筆段階に入った。また『萩藩閥閲錄』の方は第二巻を四十三年三月三十日付で出版した。なお『文書館ニュース』三号を四十二年九月五日に発行した。

史料収集では去る三月七日逝去の山口県地方史学会会長御蘭生翁甫氏（防府市植松）遺稿の史料群が八月にマス未亡人から寄贈され「御蘭生文庫」として収納した。

なお、この年から文書館単独の行政監査がおこなわれるようになった。

四十三年度 四月一日付で『山口県文書館規則』の一部を改正して専門的職員の名称を専門員と定めた。同日付で森田良吉主事は県立防府高等学校へ転出し、後藤忠盛（美祢市立城原小学校教諭）と渡辺基（県立南陽工業高等学校教諭）および布引敏雄（大阪大学大学院卒）の三名が専門員として就任した。

今年度の県政史は四十三年八月二日に企画委員会を、四十四年二月二十一日編集委員会を持って、新しい文書館職員を加えての執筆態勢や、素原稿の相互検討、執筆用語例の検討など本格的な執筆作業にとりかかった。

閲覧録は諸般の事情で校訂作業が遅延し、第三巻の印刷は翌年度繰り越してなつた。

史料収集では四十四年三月一日に旭村明木の旧家淹口家旧蔵の「明城文庫」中で、特に郷土資料関係のものが寄贈され、また同日には豊北町田耕の林幸蔵家文書、三月六日には山口市石観音の田村照子所蔵の教科書類多数が寄贈された。

なお『文書館ニュース』四号は四十四年二月十五日に発行し

今年度の文書館事業としては、県の明治維新記念事業の一環としての『山口県政史』の編集と、『萩藩閥閲錄』刊行の開始が二大事業となつた。閲覧録は毛利家臣団所蔵の古文書類を複刻しようとするもので、四月から予約募集を開始し、四十二年三月三十日付でその第一巻を八〇部刊行した。

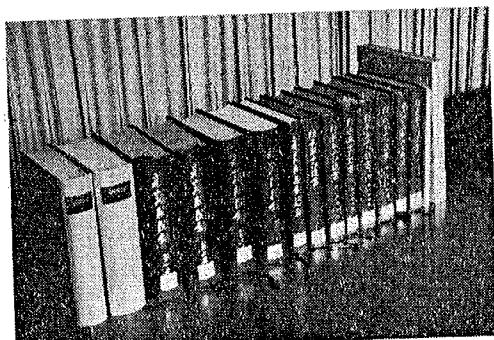
五月十八日には四十一年度全国公共図書館研究集会（郷土の資料部門）を山口図書館と協力して開催した。その主テーマは「図書館は文書館問題をどう考えるべきか」であった。参加者一二三名が三日間にわたり熱心に討議し、今後の文書館運動に示唆するところがあつた。またこの研究集会に配布のため『文書館ニュース』二号を五月十日に発行した。

十月二十五日には明治維新的志士大村益次郎の孫大村泰敏氏（東京在住）から益次郎関係文書の寄託を受けた。

さきに完結した『防長風土注進案』の編集につくした功績によって西日本新聞社が、四十一年十一月三日の文化の日に、その編集スタッフ（三坂圭治・石川卓美・田村哲夫・広田暢久・森田良吉・利岡俊昭）に対し「西日本文化賞（第二十五回）」を贈つた。

四十二年度 まず人事面の異動では、四月一日付で国守進（県立山口中央高等学校教諭）が文書館主事に、藤重豊（和歌山県立新宮高等学校教諭）が文書館主事に就任し、四月二十日付では小川康子主事補が教育庁総務課へ転出したあと、駒崎富士子（県教育研修所主事）が文書館主事となつた。

今年度の『山口県政史』編集事業では戦後県庁公文書や行政



た。

四十四年度 四月一日付

で『山口県文書館規則』

の一部が改正され、当館

の専門員は行政職から研

究職身分に切り替えら

れ、その名称も研究員と

改められ、さらに「前項

に掲げる職員のほか、必

要があると認めるとき

は、専門研究員又は主任

主事を置くことができ

る」と改正された。この

結果同日付で、田村・廣

川・渡辺の三専門員が専

門研究員となり、利岡・

渡辺・後藤・藤重・布引の五専門員が研究員となつた。また北

川健（県立山口中央高等学校教諭）と戸島昭（県立岩国高等学校講師）の両名が研究員として同日付で就任した。さらに四十五年一月二十日には吉本一雄（県立小野田工業高等学校講師）が新たに研究員に加わつた。

こうして今年度の文書館職員構成は館長一、専門研究員三、研究員八、主事一の計十三名となり、県政史要員は当初の計画通り充足され、四十五年度出版完了への見通しに明るい希望を

持たせた。また県政史の執筆参考史料とするため歴代知事・県会議員等の家蔵史料の調査も積極的に行ない、初代県會議長吉富簡一関係文書をマイクロ複製するなどした。

閲覧録は四十五年三月三十日付で第三巻を出版し、姉妹篇の寺社説文および閲覧録遺漏の校訂作業にも取りかかった。今年度の目ぼしい収集史料としては、七月十日に山口市御堀の高津護家文書が寄託され、九月一日には徳山毛利家老奈古屋家文書が宇部市小野地区瀬戸の井上氏を通じて寄託された。四十五年度 藤重豊研究員は四月一日付で岩国高等学校へ転出し、新たに山根勝（県立柳井高等学校教諭）が当館の研究員に就任した。

六月一日県教育委員会行政組織規則が公布され、今後は文書館の規則もこれに含まれることとなった。

今年度の文書館としての朗報は、先年来から要望していた研究機関指定のことであろう。四十五年四月十一日付の官報に、地方公共団体が設置する施設中、山口県文書館が日本育英会法施行令の規定による研究所として四月七日付で指定（文部省告示一九二号）されたことが掲載された。

四十一年度から発足した『山口県政史』編集事業も最終年度を迎えた。四十六年三月三十一日付で上下二巻を完結し、『秋藩閲覧録』も四十一年度から複刻を開始し、これまで最終年度である四十六年三月三十日付で第四巻と第五巻に当る『秋藩閲覧録遺漏』との二巻を完結した。『文書館ニュース』は五号を四十五年五月十日に発行した。

なお山口図書館の館舍新築計画にともない、当館もやがて新たな装いのもとで、すべてを新しく再出発する段階に至った。四十六年度『秋藩閲覧録』『山口県政史』の二大記念事業の終了にともなって、四月一日付で広田暢久専門研究員が秋穂町立秋穂中学校へ、利岡俊昭研究員が県立田部高等学校へ、渡辺基研究員が県立佐波高等学校へ、後藤忠盛研究員が美祢市立重安小学校へ、戸島昭研究員が県立宇部工業高等学校へ、山根勝研究員が県立岩国高等学校へとそれぞれ転出し、新たに梅田正（県立宇部工業高等学校教諭）と小山良昌（県立佐波高等学校教諭）の両名が文書館研究員に就任し、職員構成は館長一、専門研究員二、研究員五、主事一、合計九名となつた。

このスタッフによつて、これまでの特別事業のために遅延した史料整理を今年度の主要業務とし、中絶していた所蔵史料目録を続刊するため『毛利家文庫目録第三分冊』の作成と、ついで来るべき山口県史編集のための基礎史料となる『山口県史料集』の古代篇の編集に着手した。

六月七日から一週間にわたりて文部省主催の「第十七回近世史料担当幹員講習会（西日本地区）」が当館を会場として開催され、受講者は四十名であった。また七月一日付で待望の地方調査員制度が発足し、第一年次として玖珂地区は桂芳樹（前岩国徵古館長）、曹浦地区は伊藤忠芳（阿川八幡宮宮司）、松本二郎（前秋文化研究会会長）の三名が委嘱された。

（田村）